

確定申告期の指導について

1. 指導時間に制限を設けています

- ◎ お一人様分につき1回の指導時間を原則1時間とします。
確定申告期に1時間で指導が終わらなかった場合は、再度 並び直ししていただく場合があります。
年内に事務局で指導を受けていただき、確定申告期に混雑がなく、皆様が待ち時間が少なく公平に指導を受けられるようご協力をお願いいたします。

2. 記帳・決算指導は申告前に事務局へ

- ◎ 車両の購入(買換え)、建物の建築等については、複雑で調べるのに日数がかかったりして、申告時ではすぐにお答え出来ない場合もあります。
購入・建築したらすぐに事務局へ来所するか決算準備指導会等の場を利用して年内に指導をお受けください。

3. 会計ソフト利用の方は年内に確認を

- ◎ 会計ソフト利用の方(BRA含む)は、年内に内容の確認を受け、2月中に指導を済ませるようにしてください。
- ◎ 会計ソフト利用の方(BRA含む)は、3月以降の内容の確認はお断りさせていただきます。
- ◎ 申告時の会計ソフトの操作の質問は、午後5時から午後7時の間にお願いします。

4. 期限後の源泉指導は受付しません

- ◎ 従業員等(パート・アルバイト含む)に対する給与の年末調整指導は納期限を守り1月22日までに来所し指導を受けてください。
期限後は、所得税の確定申告期間後(3月16日以降)の指導となります。

5. 日曜日も確定申告指導を行います

- ◎ 平成30年 2月18日・25日は、日曜日も通常業務を行います。

6. 3月以降の混雑時の職員の指名はできません

- ◎ 職員の指名を希望する方は、2月末までに指導を受けてください。
混雑緩和の為、3月以降の職員指名はお断りさせていただきます。

※消費税の申告については、3月に入ったら3月16日以降に行います。